

新潟県エコ事業所表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 新潟県エコ事業所表彰制度は、地球温暖化対策に積極的に取り組む県内の事業所について、その取組の内容及び目標を広く県民に紹介するとともに、その取組により優れた成果を上げた事業所を表彰することにより、地球温暖化対策に関する気運の醸成及び事業者の意識の高揚を図り、もって地球温暖化対策を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業所 県内に所在する事業所であって、省エネ効率の高い機器や次世代自動車、再生可能エネルギーの導入、設備の運用管理等による効果的な温室効果ガス排出削減対策に取り組む又は取り組む予定の事業所
- (2) 対象事業者 対象事業所を設置する事業者（国及び地方公共団体を除き、公益法人等の非営利法人を含む）であって、次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (3) 温室効果ガス 対象事業所が敷地内及び敷地外で排出するエネルギー起源の二酸化炭素

(登録要件)

第3条 知事は、地球温暖化防止のため、事業所の温室効果ガス排出量について、前年度に比べ原則1%以上削減することを目標に掲げ、適切な管理体制を構築し積極的な

削減の取組を行う又はすでに行っている対象事業所を、新潟県エコ事業所表彰制度参加事業所（以下「エコ事業所」という。）として登録する。

（登録手続等）

第4条 登録手続等は、次に掲げるとおりとする。

（1）対象事業者は、参加を希望する対象事業所ごとに、次に掲げる書類を添えて、別記第1号様式により参加の申し込みを行うものとする。ただし、複数の対象事業所の参加を希望する場合は、まとめて参加の申し込みを行うことができる。

ア 温室効果ガス排出量等の削減計画（削減目標及び削減目標を達成するための取組等）を記載した書類（以下「削減計画」という。）

イ その他事業所に関連する資料

（2）知事は、前号の申し込みのあった対象事業所をエコ事業所として登録し、エコ事業所の設置者（以下「参加事業者」という。）にその旨を通知し、別記第2号様式による参加証を交付するものとする。

（参加事業者の責務）

第5条 参加事業者は、削減計画において定めた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に努めなければならない。

（取組状況等の報告）

第6条 参加事業者は、エコ事業所の当年度取組状況及び次年度の削減計画を、次年度の6月30日までに別記第4号様式により知事に報告するものとする。ただし、複数のエコ事業所を登録している参加事業者は、まとめて報告することができる。温室効果ガス排出量の算定においては、新潟県産J-クレジットを活用した場合は、その分を削減量として含めることができる。なお、新潟県産J-クレジットとは、新潟県版J-クレジット及び新潟県内で実施された活動により認証されたJ-クレジットとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、エコ事業所の取組状況について当該参加事業者から報告を求めることができる。

（変更等の届出）

第7条 参加事業者は、第4条第1項の削減計画に変更が生じた場合は、速やかに別記第5号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 参加事業者は、参加証の紛失等により、再発行を希望する場合は、別記第6号様式により、再発行を依頼するものとする。

3 知事は、前2項の規定に基づく届出又は依頼があったときは、内容の確認を行い、必要に応じて、別記第2号様式による参加証を再交付するものとする。

4 参加事業者は、エコ事業所の移転等により取組を終了することとなった場合は、速やかに別記第7号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 知事は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 前条第4項の規定による届出を行った場合

(2) 第2条第2号アからキまでのいずれかに該当するとき

(3) 関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた場合及び行政処分を受けたとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、参加事業者としてふさわしくない事由があると知事が認めるとき

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による登録の抹消により損失が生じた場合は、参加事業者がその責めを負うものとする。

(表彰)

第9条 知事は、エコ事業所のうち、削減計画に基づき削減目標を達成し、削減の取組を実行する上での創意工夫や削減の取組の持続性・発展性・他への波及効果が特に優れていると認められるエコ事業所を表彰する者と決定し、表彰は別に定めるところにより、新潟県環境会議議長が行う。

2 前項の表彰する者を決定する場合において、知事は、新潟県環境会議の意見を聴かなければならない。

(参加マーク等の使用)

第10条 参加事業者は、エコ事業所に参加証を掲示し、別記第8号様式による参加マークを使用することができる。ただし、当該名称又は参加マークを製品に使用することはできない。

2 参加事業者は、参加マークの使用実績について、次年度の6月30日までに別記第4号様式により知事に報告するものとする。

3 参加事業者は、参加マークの使用に関して苦情があった場合は、責任をもってその処理に当たらなければならない。

4 知事は、必要があると認めるときは、参加マークの使用状況等について参加事業者から報告を求めることができる。

5 何人も、エコ事業所以外の事業所について、エコ事業所と誤解されるおそれのある表示をしてはならない。

(事故等の報告)

第11条 参加事業者は、エコ事業所における事業活動に伴い重大な事故が生じたとき、又は第三者との間で争いが生じたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(公表)

第12条 知事は、年度ごとの参加事業者及びエコ事業所の名称、削減計画、取組状況をホームページ等で広く県民に公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別記第 1 号様式 新潟県エコ事業所表彰制度参加申込書
別記第 2 号様式 参加証
別記第 3 号様式 (欠番)
別記第 4 号様式 新潟県エコ事業所表彰制度実績報告書
別記第 5 号様式 新潟県エコ事業所削減計画変更届
別記第 6 号様式 新潟県エコ事業所参加証再発行依頼書
別記第 7 号様式 新潟県エコ事業所削減計画終了届
別記第 8 号様式 参加マーク